

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
がと休日に
の翌日)

目 次

◇ 告 示 休猟区の設定(造林課)

銃猟禁止区域の設定(〃)

告 示

鳥取県告示第八百六十七号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)第九条の規定に基づき、次のとおり休猟区を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則(昭和二十五年農林省令第百八号)第二十六条の規定により告示する。

昭和六十二年十月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	区 域	存続期間	面積
宇倍野 休猟区	岩美郡国府町大字美敷地内の町道美敷九号線と美敷川との交点を起点とし、同所から同町道を南東に進み、主要地方道鳥取国府岩美線に至り、同主要地方道を南東及び南方に進み、県道麻生国府線に至り、同県道を南西及び南方に進み、国府町と郡家町との境界に至り、同境界を西方及び北西に進み、国府町と鳥取市との境界に至り、同境界を北西に進み、県道津ノ井国府線に至り、同県道を北東及び東方に進み、県道三代寺宮ノ下線に至り、同県道を北方に進み、主要地方道鳥取国府岩美線に至り、同主要地方道を北西に進み、町道宮ノ下二号線に至り、同町道を北東及び東方に進み、町道宮ノ下十四号線に至り、同町道を北東及び東方に進み、国府町と福部村との境界に至り、同境界を南東に進み、町道高岡宝殿線に至り、同町道を南東、南方、西方及び南西に進み、町道縄手線に至り、同町道を西方及び北西に進み、高岡川に至り、同川の右岸を北西及び西方に進み、美敷川に至り、同川の右岸を西方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	昭和六十二年十一月一日から 昭和六十五年十月へクタール 三十一日まで	一、六五〇
気高郡鹿野町大字鹿野地内の町道紺屋町線と町道今町鹿野線との交点を起点と			

<p>八頭郡智頭町大字智頭地内の国道五十三号と国道三百七十三号との交点を起点</p>	<p>見 槻 休 獵 区</p> <p>八頭郡船岡町大字見槻中地内の町道見槻中線と県道才代船岡線との交点を起点とし、同所から同県道を東方、北東及び南東に進み、八東町と船岡町との境界に至り、同境界を南方及び南東に進み、林道八頭中央線に至り、同林道を西方に進み、県道志子部因幡船岡停車場線に至り、同県道を北西に進み、町道出合線に至り、同町道を北西に進み、県道志子部因幡船岡停車場線に至り、同県道を北西及び北方に進み、町道見槻中線に至り、同町道を北方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>鷲 峰 休 獵 区</p> <p>し、同所から町道紺屋町線を南方及び南東に進み、鹿野町鬼入道地内の山道に至り、同山道を南方に進み、鳥取市と鹿野町との境界に至り、同境界を南西に進み、国有林百十一林班と民有林との境界に至り、同境界を北方、北東及び南西に進み、国有林百十二林班と民有林との境界に至り、同境界を北西及び西方に進み、国有林百十五林班と民有林との境界に至り、同境界を南西及び西方に進み、稲谷川に至り、同川の右岸を北西に進み、主要地方道鳥取鹿野倉吉線に至り、同主要地方道を北東に進み、町道今町鹿野線に至り、同町道を東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>
	<p>昭和六十二年十一月一日から 昭和六十五年十月三十一日まで</p>	<p>昭和六十二年十一月一日から 昭和六十五年十月三十一日まで</p>
	<p>三三三</p>	<p>一、二九六 ヘクタール</p>
<p>竹田西 休 獵 区</p> <p>東伯郡三朝町大字福本本地内の主要地方道倉吉福本線と主要地方道江府中和用瀬線との交点を起点とし、同所から主要地方道江府中和用瀬線を南西に進み、鳥取県と岡山県との境界に至り、同境界を北西に進み、県道常藤関金線に至り、同県道を北方に進み、林道若桜江府線に至り、同林道を東方に進み、県道福本関金線に至り、同県道を南東、南方及び東方に進み、関金町と三朝町との境界に至り、同境界を北方に進み、倉吉市と三朝町との境界に至り、同境界を北東に進み、主要地方道倉吉福本線に至り、同主要地方道</p>	<p>東 伯 休 獵 区</p> <p>東伯郡東伯町三保地内の中部広域農道と主要地方道東伯野添線との交点を起点とし、同所から同主要地方道を南方及び南西に進み、主要地方道倉吉赤碕中山線に至り、同主要地方道を西方及び北方に進み、町道帽子取線に至り、同町道を東方に進み、町道倉坂西峰線に至り、同町道を南方及び北東に進み、町道大成幹線に至り、同町道を北東に進み、中部広域農道に至り、同農道を北東及び東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>土 師 休 獵 区</p> <p>とし、同所から国道三百七十三号を東方及び南東に進み、県道智頭勝田線に至り、同県道を南西に進み、県道西谷那岐停車場線に至り、同県道を西方に進み、国道五十三号に至り、同国道を北方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>
	<p>昭和六十二年十一月一日から 昭和六十五年十月三十一日まで</p>	<p>昭和六十二年十一月一日から 昭和六十五年十月三十一日まで</p>
	<p>一、二二三 ヘクタール</p>	<p>二、四〇〇 ヘクタール</p>

<p>江尾 休猟区</p>	<p>三部 休猟区</p>	<p>大山 休猟区</p>	
<p>日野郡江府町大字江尾地内の国道百八十一号と主要地方道江府中和用瀬線との交点を起点とし、同所から同主要地方道を北東に進み、俣野川に至り、同川の右岸を南西及び南方に進み、県道上徳山俣野江府線に至り、同県道を西方に進み、国道百八十一号に至り、同国道を北方に</p>	<p>日野郡溝口町二部地内の主要地方道日野溝口線と主要地方道西伯根雨線との交点を起点とし、同所から主要地方道西伯根雨線を北西及び西方に進み、溝口町と西伯町との境界に至り、同境界を北方及び東方に進み、主要地方道溝口伯太線に至り、同主要地方道を南東に進み、主要地方道日野溝口線に至り、同主要地方道を南方及び南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>西伯郡大山町平地内の県道大山口停車場大山線と大山第一広域農道との交点を起点とし、同所から同県道を南東に進み、県道名和岸本線に至り、同県道を南方及び南西に進み、県道米子大山線に至り、同県道を西方に進み、大山町と淀江町との境界に至り、同境界を東方、北方及び北西に進み、町道山神線に至り、同町道を北方に進み、大山第一広域農道に至り、同広域農道を北東及び北方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>を南方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>
<p>昭和六十二年十一月一日から 昭和六十五年十月三十一日まで</p>	<p>昭和六十二年十一月一日から 昭和六十五年十月三十一日まで</p>	<p>昭和六十二年十一月一日から 昭和六十五年十月三十一日まで</p>	
<p>一、〇八五 ヘクタール</p>	<p>一、一六二 ヘクタール</p>	<p>一、五四七 ヘクタール</p>	

<p>名称</p>	<p>東伯郡関金町大字関金宿地内の町道佐野通学線と小鴨川との交点を起点とし、</p>	<p>区 域</p>	<p>存続期間</p>	<p>面積</p>
<p>鳥取県告示第八百六十八号</p>	<p>鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法第三十二号）第十条の規定に基づき、次のとおり銃猟禁止区域を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第二十七条において準用する同規則第二十六条の規定により告示する。</p>	<p>西 尾 邑</p>	<p>次</p>	<p>次</p>
<p>窓 山 休猟区</p>	<p>日野郡日南町新屋地内の国道百八十三号と林道新山線との交点を起点とし、同所から同林道を南方に進み、町道坂郷線に至り、同町道を西方に進み、林道野富線に至り、同林道を北西に進み、山道（通称平吹越山道）に至り、同山道を北東及び北方に進み、町道荒田線に至り、同町道を北東に進み、主要地方道横田多里線に至り、同主要地方道を東方及び南東に進み、国道百八十三号に至り、同国道を南方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>昭和六十二年十一月一日から 昭和六十五年十月三十一日まで</p>	<p>一、三二〇 ヘクタール</p>	
	<p>進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>			

<p>二本松 銃狺禁 止区域</p>	<p>佐野山 銃狺禁 止区域</p>
<p>西伯郡中山町二本松地内の町道殿河内二本松線と第三防火線南方の山道との交点を起点とし、同所から同町道を南方に進み、土壘に至り、同土壘を南方に進み、下市川の西側の支流に至り、同支流の右岸を南方に進み、土壘に至り、同土壘を西方に進み、宮川に至り、同川の左岸を北方に進み、町道二本松線に至り、同町道を北方及び北東に進み、町道庄田二本松線に至り、同町道を北方に進み、土壘に至り、同土壘を東方に進み、第三防火線南方の山道に至り、同山道を東北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>同所から同町道を南方に進み、町道金谷向田線に至り、同町道を東方に進み、町道宮ノタワ線に至り、同町道を東方に進み、佐野山東方の墓地の道に至り、同道を南方に進み、町道横路線に至り、同町道を南西に進み、町道郡家通学線に至り、同町道を南西に進み、町道郡家線に至り、同町道を南西に進み、町道広瀬ヶ平線に至り、同町道を北西に進み、町道井手一号線に至り、同町道を北西に進み、小鴨川に至り、同川の左岸を東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>
<p>昭和六十二年十一月一日から 昭和七十二年十月三十一日まで</p>	<p>昭和六十二年十一月一日から 昭和七十二年十月三十一日まで</p>
<p>二二七 ヘクタール</p>	<p>四二 ヘクタール</p>

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 景

【定価一部一箇月千八百円(送料を含む。)】